

令和4年第4回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和4年12月

目 次

報 告 第 2 7 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 2 8 号	専決処分の報告について……………	3
報 告 第 2 9 号	専決処分の報告について……………	5
報 告 第 3 0 号	専決処分の報告について……………	7
報 告 第 3 1 号	専決処分の報告について……………	9
報 告 第 3 2 号	専決処分の報告について……………	11
報 告 第 3 3 号	専決処分の報告について……………	13
報 告 第 3 4 号	専決処分の報告について……………	15

報告第27号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
10万8,284円
- 2 専決処分年月日
令和4年11月18日

(報告理由)

令和4年9月21日、東広島市立寺西保育所において、当該保育所に入所している児童が、園庭にあったコンクリート片が混入した土塊を敷地外に向けて投げたところ、当該土塊が隣接する民家に当たり、当該民家の外壁を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第28号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
34万9,700円
- 2 専決処分年月日
令和4年10月31日

(報告理由)

令和4年9月14日、市道高屋東8号線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、側溝のグレーチング（溝蓋）が普通自動車の走行によって跳ね上がり、当該普通自動車の底部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第29号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
6万48円
- 2 専決処分年月日
令和4年10月20日

(報告理由)

令和4年7月14日、山陽自動車道において、救急搬送中の救急自動車の左側後輪のタイヤが破損し、及び脱落したことにより、当該自動車道を走行していた軽自動車^{けい}が当該タイヤに接触し、当該軽自動車の運転者が頸部等を負傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第30号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
12万800円
- 2 専決処分年月日
令和4年11月14日

(報告理由)

令和4年9月6日、東広島市立高屋西小学校の校庭において、職員用の駐車場と仕切るための防球ネットが強風により倒れ、当該駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車の後部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第31号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
15万7,600円
- 2 専決処分年月日
令和4年11月14日

(報告理由)

令和4年9月6日、東広島市立高屋西小学校の校庭において、職員用の駐車場と仕切るための防球ネットが強風により倒れ、当該駐車場に駐車していた小型自動車に当たり、当該小型自動車の後部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第32号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
21万6,000円
- 2 専決処分年月日
令和4年11月14日

(報告理由)

令和4年9月6日、東広島市立高屋西小学校の校庭において、職員用の駐車場と仕切るための防球ネットが強風により倒れ、当該駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車の後部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第33号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
20万3,500円
- 2 専決処分年月日
令和4年11月18日

(報告理由)

令和4年9月6日、東広島市立高屋西小学校の校庭において、職員用の駐車場と仕切るための防球ネットが強風により倒れ、当該駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車の後部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第34号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月5日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
30万9,600円
- 2 専決処分年月日
令和4年11月10日

(報告理由)

令和4年7月20日、東広島市立御菌宇小学校において、同校の職員が草刈りを行った際、使用していた草刈機が石を跳ね飛ばし、隣接する施設の駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車のフロントガラス等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

